

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	<p>1 畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び家畜の導入等に必要経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業</p> <p>① 家畜飼養管理施設等の整備</p> <p>② 家畜の導入（農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。）</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等</p> <p>【事業主体】 畜産クラスター協議会等</p> <p>【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等</p>	<p>(1)①2分の1以内</p> <p>(1)② 2分の1以内</p> <p>妊娠牛（上限275千円/頭）繁殖に供する雌牛（上限175千円/頭）繁殖に供する雌豚（上限40千円/頭）</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 事業実施主体及び取組主体の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p> <p>5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減</p>	無	要	<p>〔状況報告〕 12月31日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了時</p>	<p>〔状況報告〕 1月15日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会  【事業主体】 畜産クラスター協議会	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日  (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)  〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日    〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	2 家畜改良増殖 総合対策事業 (全国和牛能力 共進会出品体制 強化事業)	全国和牛能力共進会の出品に向けた、肉牛の部 候補牛肥育における早期肥育の推進に必要な経 費 (1) 早期肥育推進 (2) 推進事務費	4月1日か ら3月31 日まで	公益社団法人全国和牛登録協 会熊本県支部	(1) 定額 (ただし、1 頭当たりの 上限は、25千 円)  (2) 定額 (ただし、18 万7千円以 内)	事業費の30%を超える 増減	有	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	3 家畜改良増殖 総合対策事業 (家畜導入事業)	農業協同組合等が高品質な家畜を導入し、生産者に貸し付ける際に要する経費の一部を奨励金として助成する。  (1) 肉用牛導入 (2) 高品質乳用牛導入	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会  【事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合	(1) 定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は92千円とする。  (2) 定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は72千円とする。	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助対象経費欄に掲げる経費の相互間におけるいずれか低い額の30%を超える増減 4 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	4 家畜生産基盤 総合対策事業 (家畜改良増殖 対策事業(乳用 牛))	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良のために実施する次の事業に必要な経費 (1) 乳用牛群検定普及定着化推進	4月1日から3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内	検定農家総数の20%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 乳用牛改良加速化事業	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで		2分の1以内 (ただし、1回当たりの補助額の上限は、ゲノミック評価分析1.5千円、採卵支援8千円、受精卵作成移植師・酪農家への技術支援14千円とする。)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)			
	5 家畜生産基盤 総合対策事業 (みつばち転飼 調整事業)	熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び理解醸成資材作成経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内		有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	6 家畜畜産物価格安定対策事業 (肉用子牛価格安定事業)	公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金を造成する事業の実施に必要な経費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立金の4分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 家畜畜産物価格安定対策事業 (肉豚価格安定事業)	補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 独立行政法人農畜産業振興機構 公益社団法人熊本県畜産協会 一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 独立行政法人農畜産業振興機構	生産者積立金の6分の1以内(上限額70円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	8 家畜畜産物価格安定対策事業 (鶏卵価格安定事業)	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安定対策事業(鶏卵価格差補てん事業)に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体  【事業主体】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体	生産者積立金の12分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9 畜産総合対策事業	農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施する次の事業について、当該事業実施に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 施設整備 (1)飼料作物作付及び家畜放牧条件整備 ア飼料作物作付条件整備 イ放牧利用条件整備 ウ水田飼料作物作付条件整備 (2)畜産物産地基幹施設整備 ア畜産物処理加工施設 イ家畜市場 ウ家畜飼養管理施設 エ自給飼料関連施設 オ家畜改良増殖関連施設 カ畜産周辺環境影響低減施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合  【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 中間業者 公益社団法人等	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日  (ただし、知事が別に定める概算払の請求をもって代えることができるものとする)  [実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	10 自給飼料増産 総合対策事業	<p>事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業  (1) コントラクター等育成・強化推進  (2) TMRセンター育成・強化推進  (3) 自給飼料利用基盤強化</p> <p>2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業  阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壤改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経費</p> <p>3 放牧活用型総合支援事業  阿蘇地域を中心とする県内の放牧地を活用した放牧拡大のための環境整備に必要な経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】  市町村  農業協同組合連合会  農業協同組合  農事組合法人  農地所有適格法人  農業者の組織する団体</p> <p>【事業主体】  市町村  農業協同組合連合会  農業協同組合  農事組合法人  農地所有適格法人  農業者の組織する団体</p>	<p>2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】  補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業主体の変更  2 事業種目の新設又は廃止  3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	11 家畜伝染病防疫対策事業	1 公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を推進するために実施する次の事業に必要な経費 (1)自衛防疫推進事業 ア 推進会議開催に要する経費 イ 事業需要等調査に要する経費 ウ 広報に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	3分の2以内 (上限544千円)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2)特定疾病損耗防止推進事業 ア 牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ 牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ アカバネ病予防接種に要する経費 エ 牛ウイルス性下痢予防接種に要する経費 オ 馬インフルエンザ予防接種に要する経費	4月1日から3月31日まで		1頭36円 (上限3,600千円)		有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	12 畜産防疫体制強化事業	<p>畜産防疫体制強化の取組みに要する経費</p> <p>(1) 飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)を活用するもの</p> <p>(2) 地域における飼養衛生管理向上施設整備または農場の分割管理の導入に係る施設整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策整備交付金)を活用するもの</p> <p>(3) その他、家畜の伝染病の感染予防や生産衛生管理体制の整備等のために要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)を活用するもの</p>	4月1日から3月31日まで	<p>市町村</p> <p>農業協同組合中央会</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>農業協同組合</p> <p>自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体</p> <p>生産者の組織する団体</p> <p>特認団体</p>	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	13 県産馬生産振興対策事業	<p>県産農用馬の生産基盤強化のために農業団体等が取組む増頭のための体制整備や仕組づくりを構築するために必要な経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>農業協同組合連合会</p> <p>農業協同組合等</p>	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	14 高品質堆肥生産・流通促進事業	<p>1 良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>2 ペレット化等、堆肥を流通に適した物性・形態へ調整・加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合</p> <p>【事業主体】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団等</p>	<p>1 定額（上限 100 千円）</p> <p>2 2 分の 1 以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15 国産濃厚飼料生産拡大推進事業	<p>1 国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>2 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合</p> <p>3 戸以上の営農集団</p> <p>【事業主体】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 3 戸以上の営農集団</p>	<p>1 定額</p> <p>2 2 分の 1 以内</p>	<p>1 施行箇所又は設置箇所の変更</p> <p>2 事業種目の新設又は廃止</p> <p>3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	16 耕畜連携体制 緊急整備事業	<p>農業者の組織する集団等が耕畜連携による飼料の生産・調製及び堆肥の利用促進のために行う機械導入、施設整備等に必要経費</p> <p>(1)堆肥利用・飼料生産体制整備事業</p> <p>(2)堆肥新規利用拡大</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>市町村</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>農事組合法人</p> <p>農地所有適格法人</p> <p>農業者の組織する集団</p>	<p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 定額</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	無	要	<p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	17 畜産環境対策 総合支援事業	<p>1 堆肥の生産・流通の促進のため堆肥の高品質化、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備、補改修に必要な経費</p> <p>(1) 畜産堆肥流通体制支援事業</p> <p>(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>(3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p> <p>(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】</p> <p>市町村 協議会等</p> <p>【事業主体】</p> <p>協議会等</p> <p>【取組主体】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等</p>	<p>2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】</p> <p>補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業実施主体又は取組主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 成果目標の変更</p> <p>4 事業実施主体における補助金の増</p> <p>5 事業実施主体における補助金の30%を超える減</p>	無	要 (農政局が不要とした場合は不要。)	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	18 熊本県家畜市場再編整備支援事業	農業協同組合等が、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付要綱・実施要領等に基づいて実施する家畜市場再編整備支援事業について、当該事業実施に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会	6分の4以内 (うち県費は6分の1以内)	1 事業費の30%を超える増又は補助金の増 2 事業費又は補助金の30%を超える減 3 事業主体の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日       [実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	19 配合飼料緊急支援事業	<p>1 飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担する配合飼料価格安定制度の令和8年度における生産者積立金の一部助成に要する経費</p> <p>2 1の実施にあたり事業推進に要する経費</p> <p>3 飼料タンクの飼料残量測定装置等のICT機器導入や配合飼料作業安全のための器具設置に要する経費</p>	<p>1 補助対象経費1、2の事業 令和8年4月1日から事業完了の日又は令和9年3月31日まで</p> <p>2 補助対象経費3の事業 令和8年3月1日から事業完了の日又は令和9年3月31日</p>	<p>1 補助対象経費欄1の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体 【事業主体】 配合飼料価格安定制度に加入している生産者</p> <p>2 補助対象経費欄2の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体</p> <p>3 補助対象経費3の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、</p>	<p>1 定額(上限 200円/t)</p> <p>2 10分の10以内</p> <p>3 1/2以内</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p>	<p>補助対象経費1、2の事業 有 (第9条第2項第3号該当) 補助対象経費3の事業 無</p>	<p>補助対象経費1、2の事業 否 補助対象経費3の事業 要</p>	<p>補助対象経費1、2の事業 〔実績報告〕 事業完了時</p> <p>補助対象経費3の事業 〔状況報告〕 1月15日</p> <p>〔ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。〕</p> <p>〔実績報告〕 事業完了時</p>	<p>補助対象経費1、2の事業 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p> <p>補助対象経費3の事業 〔状況報告〕 1月15日</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

熊本県畜産農業協同組合、特  
認団体

**【事業主体】**

熊本県経済農業協同組合連合  
会、熊本県酪農業協同組合連  
合会、一般社団法人熊本県配  
合飼料価格安定基金協会、熊  
本県畜産農業協同組合、特認  
団体及び配合飼料価格安定制  
度に参加している生産者

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	20 熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に取り組む酪農家における、購入粗飼料等価格の急騰に伴い増加した経費	令和8年3月1日から事業完了の日又は令和9年3月31日まで	【補助事業者】 熊本県酪農協同組合連合会  【事業主体】 国産飼料の利用拡大やコスト低減に取り組む酪農経営体	定額（上限4,000円/頭）	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有  (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	21 県産飲用牛乳等消費拡大緊急対策事業	牛乳の消費拡大及び理解醸成に係る取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業団体 知事が特に認める団体	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	22 「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業	1 県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するため実施する次の事業に必要な経費 (1)東京食肉市場まつり 東京食肉市場まつりにおける販路拡大及び消費拡大等の活動に要する経費 (2)銘柄確立対策 県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程管理等に要する経費 (3)販路拡大及び消費拡大対策 県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベント出展やキャンペーン実施等の活動に要する経費 (4)指定店開拓・消費拡大対策 取扱指定店の新規開拓や取扱指定店を起点とした認知度向上・消費拡大等の活動に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	(1)、(2)、(3)2分の1以内(上限11,192千円)  (4)定額(上限3,177千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業 県産銘柄牛の認知度向上のため、熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場への生体出荷に係る掛かり増し経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要		
		3 天草大王ブランド価値向上支援事業 高品質肉鶏推進協議会が天草大王のGI登録及びGIを活用したブランディングと販路拡大等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県高品質肉鶏推進協議会	2分の1以内(上限835千円)	事業費の30%を超える増減	無	否		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	23 畜産営農継続特別対策事業	新たな耕畜連携による国産飼料の確保、堆肥の広域流通、悪臭対策の実証に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	定額	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	24 酪農ヘルパー等機能強化緊急対策事業	ゆとりある生産性の高い畜産経営の実現のために不可欠な酪農ヘルパーの要員確保、組織の機能強化に向けた次の事業に必要な経費 (1)ヘルパーコーディネーター配備に要する支援 (2)ヘルパーの機能強化に係る取組に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者の組織する集団	1/2以内	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25 熊本県畜産まつり緊急対策事業	熊本県畜産振興会等が主催する県産畜産物の消費回復、ブランド力向上を目的としたイベント等の実施に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県畜産振興会及び農業者の組織する団体	3分の1以内	事業内容の主要な部分の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	26 県産牛増頭緊急対策事業	<p>物価高騰や飼料高騰の影響を受ける肉用牛生産者を支援するため、優良な繁殖雌牛群を整備するのに必要な経費</p> <p>(1) 褐毛和種と黒毛和種の優良な繁殖牛群を増頭するために行う繁殖雌牛の導入、保留に対する奨励金肉用牛生産基盤の強化優良な繁殖雌牛の導入に必要な経費</p> <p>(2) (1)の実施にあたり必要な事務の実施に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	<p>(1) 定額 (黒毛和種: 100千円/頭、県有種雄牛が父の場合は30千円/頭を加算 褐毛和種 130千円/頭、多様性に配慮した導入は50千円/頭を加算)</p> <p>(2) 定額 (上限 1,300千円)</p>	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	27 蜂群増殖緊急対策事業	<p>物価高騰の影響を受ける中、暑熱や各種疾病により蜂群増殖が困難になっているため、飼育箱の購入を支援し衛生的な飼育環境を整備するのに必要な経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	28 乳牛緊急増頭対策事業	物価高騰や飼料高騰の影響を受け廃業する生産者が増加し、早急な生産基盤の強化が必要のため、乳用種を妊娠している牛の導入や後継牛作出や精液を購入するのに必要な経費  (1) 妊娠牛増頭奨励 (2) 高能力牛性判別精液購入支援	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	定額 (1) 妊娠牛100千円/頭増頭分 (2) 性判別精液5千円/本	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	29 天草大王経営支援緊急対策事業	物価高騰の影響を受け、供給雛の価格も上昇し天草大王生産者経営は厳しい状態が続いているため、新たな販促活動を展開するために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県高品質肉鶏推進協議会	定額(上限5,000千円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	30 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 (R7 経済対策)	<p>畜産物コンソーシアムが、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助等交付等要綱・実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 ・コンソーシアムが行う商流の拡大のためのプロモーション活動等</p> <p>(2) AWの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業 ・AWに配慮した牛の取扱い及び血斑発生低減のための取組み</p> <p>(3) 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業 ・輸出先国における基準等に対応するために必要なコンソーシアムが行う人材の育成等</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者で構成する畜産物コンソーシアム	(1) 定額(上限:12,600千円、牛肉以外:7,200千円。ただし、①フラッグシップ輸出産地の主たる構成要素である場合は、それぞれ18,000千円、9,000千円を上限。②米国、EU等、イスラム諸国向け輸出認定を取得している場合は、牛肉:14,400千円を上限) (2) 定額 (3) 定額(ただし、上限は(1)に準ずる)	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p> <p>4 補助金の増又は30%を超える減</p> <p>5 成果目標の変更</p> <p>6 補助対象経費の区分ごとの配分された額の変更</p>	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月22日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から20日経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	31 畜産グリーン生産体系加速化事業	<p>アミノ酸バランス改善飼料、GHG削減に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸給与による環境にやさしい飼養技術を取り入れたグリーンな飼養体系への転換に要する経費</p> <p>(1) 検討会の開催 (2) グリーンな飼養体系の検証 (3) グリーンな飼養マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信 (6) 消費者理解の情勢の取組</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	2分の1以内	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	32 持続可能性配慮型畜産振興事業	生産者集団等が、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱及び実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費  簡易な環境整備 ・アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理のための簡易な環境整備に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会、農業協同組合、生産者集団等	2分の1以内 (上限1,627千円)	1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月20日    [実績報告] 事業完了の日 1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	33 半導体集積地域畜産営農継続事業(畜産理解醸成推進事業)	半導体関連企業等が開催するイベント等において農業体験や地元農畜産物等の販売による理解醸成活動に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者の組織する集団	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日